

広島県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

平成二十八年六月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

施設の種類	施設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
病 院	介護老人保健施設 葵の園・広島	広島市中区平野町3番8号	平成28年6月14日
老人ホーム	介護老人福祉施設 I G L ナーシングホーム ムシャレー	広島市安佐南区上安六丁目31番2号	平成28年6月14日
老人ホーム	住宅型有料老人ホーム メリィハウス西風新都	広島市安佐南区大塚西三丁目2番9号	平成28年6月14日
老人ホーム	特別養護老人ホーム あきなかの	広島市安芸区中野三丁目9番5号	平成28年6月14日
保 護 施 設	みつぎ清風園	尾道市御調町高尾46番地	平成28年6月14日